

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

〈説明〉

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等においてあきらかにすることとされましたので、以下のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 18,000千円

（歳出）

社会保障施策に要する経費 289,568千円

（単位：千円）

事業等		令和5年度 当初予算 計上額	事業費				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 （社会保障財源化分）	その他
社会福祉費	社会福祉事業	560	158	0	0	35	367
	障害者福祉事業	25,933	18,174	0	0	1,612	6,147
	高齢者福祉事業	60,433	285	15,000	27,001	3,757	14,390
	児童福祉事業	52,518	22,016	0	4,720	3,265	22,517
	母子福祉事業	5,005	2,924	0	0	311	1,770
		144,449	43,557	15,000	31,721	8,980	45,191
社会保険費	介護保険事業	23,400	530	0	0	1,455	21,415
	国民健康保険事業	60,800	22,798	0	0	3,779	34,223
	後期高齢者医療事業	26,810	3,249	0	0	1,667	21,894
		111,010	26,577	0	0	6,901	77,532
保健衛生費	健康増進対策事業	5,159	2,534	0	0	321	2,304
	疾病対策事業	19,265	80	0	0	1,198	17,987
	母子保健事業	9,685	300	0	1,000	600	7,785
		34,109	2,914	0	1,000	2,119	28,076
		289,568	73,048	15,000	32,721	18,000	150,799

※1 事業費は、事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）を除外しています。